経 済 産 業 省

官 印 省 略 20160314電委第2号 平成28年3月25日

経済産業大臣 殿

電力取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者たる法人の分割の認可について(回答)

平成28年3月7日付け20160307資第25号により貴職から当委員会に意見を求められた一般送配電事業者たる法人の分割の認可について、電力の適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該一般送配電事業者たる法人の分割については、「電気事業法第3条の一般送配電事業の許可等に係る審査基準」(平成28年3月3日付け20160218資第17号。以下単に「審査基準」という。)2. で準用する1. (5)に適合していると認められ、かつ、審査基準2. で準用する1. (6)のうちその一般送配電事業の開始によってその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物以外の設備が著しく過剰とならないことに適合していると認められました。